

「美祢市新美東総合支所庁舎等整備基本設計」に対する  
パブリックコメント（意見募集）の実施について

1 施策の名称

美祢市新美東総合支所庁舎等整備基本設計

2 パブリックコメントを実施する目的

美祢市新美東総合支所庁舎等整備実施設計を策定するにあたり、広く市民の皆さんの意見を活かすために、本基本設計に対する意見を募集します。

3 意見の募集期間

令和3年2月26日（金）から令和3年3月29日（月）

4 閲覧場所、閲覧方法

- (1) 美祢市ホームページ (<https://www2.city.mine.lg.jp>)
- (2) 美祢市役所情報公開コーナー
- (3) 美東、秋芳各総合支所 総合窓口課
- (4) 市内各出張所及び伊佐公民館

5 閲覧時間

(2) から (4) は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

6 担当部署及び提出方法

(1) 担当部署

美東総合支所 総合窓口課

(2) 提出方法

電話または来庁による口頭での意見の申出は受け付けませんので、以下のいずれかの方法で提出してください。

**①書面持参 ②郵便 ③FAX ④電子メール** をお願いします。

意見の提出に当たっての様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名、連絡先を明記してください。

なお、閲覧場所には提出用意見書を用意していますので、利用してください。

意見書には、本基本計画（案）のどの部分に対する意見・提案なのかの明示を併せてお願いします。

(3) 提出先

美東総合支所 総合窓口課

〒754-0291 美祢市美東町大田5936番地

電話 08396-2-5000 FAX 08396-2-5111

Email m-sogomadoguchi@city.mine.lg.jp

## 7 意見を提出できる方

- (1) 美祿市にお住まいの人
- (2) 美祿市内の事務所または事業所に勤務されている人
- (3) 美祿市に事務所または事業所を有する個人または法人その他の団体
- (4) 美祿市内の学校に在学されている人
- (5) 美祿市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

## 7 意見の取り扱い

- (1) 提出いただいた意見は実施設計段階で十分検討させていただきます。
- (2) 意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考え方と併せて公表します。
- (3) 公表に当たっては、提出された意見を類型化、要約させていただく場合もありますのでご了承ください。  
なお、分かりにくいものや匿名の意見、あるいは本案件に関係ないと思われる意見には、本市の考え方を示さない場合もあります。  
また、意見提出者への個別回答は行いませんのでご了承ください。
- (4) 記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。